

温室効果ガス排出量 検証報告書

2022年7月12日

株式会社かんぽ生命保険 様

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター
上級経営管理者 平川 雅宏



1. 検証の対象及び目的

株式会社かんぽ生命保険（以下「事業者」という。）が作成した国内事業所^{*1}（以下「算定対象」という。項目3参照）における排出量算定結果「2021年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）のエネルギー消費量情報、及び以下の温室効果ガス（GHG）排出量情報（算定情報）に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ1 温室効果ガス排出量

算定対象において事業者が使用したエネルギーの使用に伴って排出されるCO₂排出量

2) スコープ2 温室効果ガス排出量

算定対象において使用した電力、熱等の使用に伴って排出されるCO₂排出量

3) スコープ3 温室効果ガス排出量

事業者の事業活動におけるスコープ3 カテゴリ 1, 2, 3, 6, 7, 12^{*2}において排出されるCO₂排出量

検証の目的は、算定方法^{*3}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し算定情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された算定情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載のエネルギー消費量、GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- エネルギー消費量、GHG 排出量の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された2021年度の温室効果ガス排出量情報、及びエネルギー消費量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

算定対象 ^{*1}	スコープ	検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)
本社組織、エリア本部、支店	スコープ 1	2,881.1
スコープ 1 と同様	スコープ 2 ^{*4}	9,933.2
以下参照	スコープ 3 ^{*5}	8,993.8
スコープ 3 内訳		
本社、支店、郵便局、簡易郵便局	カテゴリ 1	3,336.9
支店	カテゴリ 2	0.0
スコープ 1、2 と同様	カテゴリ 3	2,627.2
本社組織、エリア本部、支店	カテゴリ 6	391.0
本社組織、エリア本部、支店	カテゴリ 7	2,573.7
サービスセンター、支店、郵便局、簡易郵便局	カテゴリ 12	64.9

検証されたエネルギー消費量 (GJ)		
電力	224,468.8	
冷水	5,744.9	
温水	6,791.6	
蒸気	3,756.3	
ガス	都市ガス	24,153.9
	LP ガス	0.0
燃料油	軽油	60.3
	ガソリン	23,851.6
	灯油	44.0
	重油	996.6

NOTE:

※1：2021年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・本社組織：本社（3拠点）、サービスセンター（7拠点）、コールセンター（3拠点）、データセンター（2拠点）
- ・エリア本部：北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄（計13拠点）
- ・支店：かんぽ生命支店（82拠点）
- ・郵便局：生命保険募集を行う郵便局（20,015局）
- ・簡易郵便局：生命保険募集委託契約を締結している簡易郵便局（478局）
- ・スコープ1、2はグループ間テナントを除く

※2：スコープ3のカテゴリ1, 2, 3, 6, 7, 12

- カテゴリ1（購入した製品・サービス）：購入したユニフォーム（支店のみ対象）、コピー用紙（本社のみ対象）、保険証書、約款・しおり、帳票（支店、郵便局、簡易郵便局のみ対象）を対象
- カテゴリ2（資本財）：2021年度に購入した車両を対象
- カテゴリ3（スコープ1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：対象事業所で使用した燃料（ガソリン、灯油、重油、都市ガス、LPガス、軽油）、電力・熱を対象
- カテゴリ6（出張）：事業者の従業員（正社員）を対象
- カテゴリ7（雇用者の通勤）：事業者の従業員（正社員）を対象
- カテゴリ12（販売した製品の廃棄）：保険証書（サービスセンターのみ対象）、約款・しおり（支店・郵便局・簡易郵便局のみ対象）を対象

※3：スコープ1, 2の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（スコープ1, 2）」

スコープ3の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.4）」、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（ver.3.2）」、及び、事業者が作成した「算定手順書（スコープ3）」

※4：電力の排出係数：電気事業者別調整後排出係数を使用

※5：スコープ3の値(t-CO₂e)は各カテゴリの小数点以下も含めたt-CO₂eの合計値

以上